

厚岸町選挙管理委員会告示第8号

地方自治法第74条第4項及び同法第75条第5項に定める50分の1の数、同法第76条第4項、同法第80条第4項、同法第81条第2項及び同法第86条4項に定める3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項に定める6分の1の数は、次のとおりである。

平成28年3月2日

厚岸町選挙管理委員会委員長 室

美津雄



記

- | | |
|------------|--------------------------------|
| 1. 50分の1の数 | 166人 (165. ⁹²) |
| 2. 3分の1の数 | 2,766人 (2,765. ³³) |
| 3. 6分の1の数 | 1,383人 (1,382. ⁶⁶) |